

福岡県公報

平成十九年五月二十一日
第二千六百七十九号
増刊 ①

目次

再掲

福岡県財務規則の一部を改正する規則 (出納事務局出納総務課) …………… 一

規則 (第四十七号)

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (保健福祉課) …………… 一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年五月十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十六号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する

第五条を次のように改める。

第五条 会計管理者に事故があるときは、出納事務局長が会計管理者の職務を代理する

2 会計管理者及び出納事務局長に事故があるときは、出納事務局出納総務課長が会計管理者の職務を代理する。

別表一中

「1 出納総務課長 出納総務課副課長 出納総務課課長補佐 資金決算係長	を	「1 出納事務局長 出納総務課長 出納総務課副課長 出納総務課課長補佐 資金決算係長
--	---	--

に改め

、同表備考を次のように改める。
備考

1 一の項に掲げる会計管理者の事務のうち第五号の事務を行う同項の出納員は、出納事務局長に限る。

2 二の項に掲げる会計管理者の事務のうち第二号の事務を行う同項の出納員は、総務事務センター課長を除く。

附則

この規則は、平成十九年五月十二日から施行する。

規則

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十九年五月二十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十七号

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

る規則

福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(平成二年福岡県規則第四十

一号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「住宅資金」を削り、「長期生活支援資金」の下に、「要保護世帯向け長期生活支援資金」を加える。

第三条の表中、「住宅資金」を削り、

改める。

第五条及び第八条中「長期生活支援資金」の下に「及び要保護世帯向け長期生活支援

<p>次のいずれにも該当する世帯</p> <p>ア 貸付けを受けようとする者が単独で所有する概ね五百万円以上の資産価値の不動産（同居している貸付けを受けようとする者の配偶者が連帯借受人となる場合を限る。）に居住していること。</p> <p>イ 賃借権その他の利用権又は抵当権その他の担保権が設定されていない不動産に居住していること。</p> <p>ウ 原則として、貸付けを受けようとする者及び配偶者が六十五歳以上であること。</p> <p>エ 貸付けを受けようとする者の属する世帯が、本資金を利用しなれば生活保護の受給を要することとなる世帯であると保護の実施機関が認めた世帯であること。</p>	<p>要保護世帯向け長期生活支援資金</p>
---	------------------------

<p>次のいずれにも該当する世帯</p> <p>ア 貸付けを受けようとする者が単独で所有する不動産（同居している貸付けを受けようとする者の配偶者が連帯借受人となる場合を限る。）に居住していること。</p> <p>イ 賃借権その他の利用権又は抵当権その他の担保権が設定されていない不動産に居住していること。</p> <p>ウ 貸付けを受けようとする者の配偶者及び親（配偶者の親を含む。）以外の者が同居していないこと。</p> <p>エ 原則として、世帯の構成員が六十五歳以上であること。</p> <p>オ 世帯の構成員が市町村民税非課税程度の低所得であること。</p>	<p>長期生活支援資金</p>
---	-----------------

に

を

資金」を加える。

別表福祉資金の項中「五十万円」の下に「。ただし、住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅を譲り受けるのに必要な場合は、二百五十万円」を、「三年以内」の下に「。ただし、住宅を増築し、改築し、拡張し、補修し、保全し、又は公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅を譲り受けるのに必要な場合は、七年以内」を加え、同表中住宅資金の項を削り、長期生活支援資金の項の次に次のように加える。

<p>要保護世帯向け長期生活支援資金</p>	<p>月額で、世帯の最低生活費等を勘案して保護の実施機関が定める額</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>
------------------------	---------------------------------------	-----------	-----------

別表緊急小口資金の項中「五十万円」を「十万円」に改め、「四月以内」の下に「（五十万円を超える貸付けにあつては、八月以内）」を加え、同表の備考中「長期生活支援資金」の下に「及び要保護世帯向け長期生活支援資金」を、「土地」の下に「（要保護世帯向け長期生活支援資金にあつては現に住居している建物を含む。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に關する条例施行規則の規定は、平成十九年四月一日以降の申請に係る貸付資金について適用する。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）